

中国青少年法概論

羅
耀
培

一 青少年法が生まれた歴史的淵源と時代的背景

(一) 歴史の淵源

(二) 時代的背景

(三) 中国の現実

二 曲折の歩み

(一) 三起兩落の激しい変化

(二) 指導的思想と論争

三 『未成年者保護法』の主な内容およびその特色

(一) 主な内容

(二) 三大特色

(三) 長所と短所

四 しめくくり

「中華人民共和国未成年者保護法」が、ついに一九九一年九月四日に開かれた第七期全国人民代表大会常務委員会第21回会議の審議を受け採択され、翌年正月一日から実施される運びとなった。これは、中国六億余の青少年にもたらされた朗報であり、中国現代法制の建設における新しい出来事でもある。そして、中国の未成年者が健やかに成長し、国を安定させるための法律的保障を提供し、同時に中国の人権保障に新しいページを添え、法制改革の新たな成

果を示すものである。

「道は漫々として長くかつ遠い！」中国青少年保護法も起草してから制定に至るまで、実に長いそして回り道をたどってきた。一九七九年故胡耀邦氏（元中国共産党総書記）が、筆者の立法創議を支持し、それから今秋に未成年者保護法が正式に採択されるまで、優に十二年の歳月がたっている。

しばしば議論のテーマになることもあったが、ほとんど忘れ去られたこともあり、全国の青年担当・関係者・法学専門家たちの上下求索の艱難多事は、ひと言で言い尽くすことはできない。「前事之不忘、後事之師」といわれるが、今回の青少年法の経験を正しくとりまとめ、諸国の有利な経験を比較し、参考し、とくに共通の東洋文明に育まれた、一衣帯水の隣国日本の経験を吸収し生かすことは、今後より完璧な青少年保護法典の制定や発展途上国の法制建設にも理論的実践的意義があるように思う。今日、『比較法学』のスペースを借りて管見を述べさせていただきたい。

先ず最初に青少年法の概念と性格を明確にしなければならない。本文で述べる青少年法は、もっぱら青少年を取扱った法規に関する起草、制定の立法活動をいうのであって、一般に他の法律に散見する青少年に関する条項のことでない。いわゆる、もっぱら青少年を取扱う法規というところ、中国の現段階において、それは今秋、制定、公布された未成年者保護法や今後さらに修正されて制定されるであろういっそう全面的な青少年保護法あるいは青少年法典といわれるものを含む。つまりそれは、憲法に依拠して定められる方向、任務、基本的な権利と義務および保護の措置などの規定であり、品性、智力、体育の面でよりよい向上を目指すための、全面的で有力的な保障をかれらに与え、抱負、道徳、教養があり、規律を守る新しい世代に成長するよう期待するものである。

この法典と未成年者保護法の起草、制定およびその実施問題については、筆者が検討しようとする中国青少年に関

する立法の問題でもある。

中国青少年に関する立法は、基本法律に属する立法なのか、それとも行政立法なのか、国内で議論された。つまり青年法は、基本法に属すべき性格であるというのと、行政法に属するべき性格であるという二つの考え方があつた。

この種の法規は、多方面にかかわつており、つまり民事関係——財産や親族関係——の処理、刑事犯罪問題の區別処置、そして多くは学校教育と国家行政管理面の問題と関係があるので、主として国家の行政機関の協力とその力の運用が必要であり、かわるものも主として行政法律関係問題である。したがつて、このような立法は、行政法規の起草手続で処理する他ない。

かくして今回の未成年者保護法は、行政法の手続に従つて起草、採択されたのである。草案は、先づ國務院常務會議で討論され、最終的に全国人民代表大會常務委員會の審議を経て採択された。

一 青少年法が生まれた歴史的淵源と時代的背景

中国青少年の立法の作業は、かなり長い時間をかけて調査研究、根まわし、検討などを重ね、史上や現実の実践からだけでなく、外国の有益な経験からも広く学び、またくりかえし科学的な論証を行い、利害のバランスなどにも配慮しながら進行され、中国の現実社会に深く根を下ろした法規だといえるのではないか。立法の主導思想から個々の具体的な規範や措置に至るまで、鮮明な中国の特色が現われており時代の叫び声が反映されている。

要するに今回制定された保護法（以下『中華人民共和國未成年者保護法』を保護法と略す）は、中国の長い歴史の淵源

があり、同時にわれわれの生活する時代的背景を強烈に反映しているのである。

(一) 歴史の淵源

中国は、数千年の輝かしい文化をもつ古い文明国である。上部構造とする青少年法も当然社会から離れ独立して中国の歴史・文化とくに伝統の法律文化の影響を受けないわけにはいかないのである。

1 教育と感化の伝統を尊ぶ

これは主に一つの面に現われている。その一つとして中国は、昔から道德の教育が強調されていることである。昔から「先慎^二平徳^一。有^レバ徳此^二有^レ人^一。有^レバ人此^二有^レ土^一。有^レハ土此^二有^レ財^一。有^レハ財此^二有^レ用^一。」(意味は、先ずは徳を慎み、徳有つてこそ人が有り、人あつてこそ土が有り、土あつてこそ財があり、財あつてはじめて用に立つ)といわれている。

早くも四千年余り前の夏、商の時代から中国は徳行の教育を重視した。当時学校は、官府が経営し、郷には庠(中国古代の学校を庠序という)を設立し、党(中国古代の行政区画で郷より大きい)には序(中国古代の学校)を設立し、国には文部相が置かれた。そして実には庶民から王侯貴族に至るまで、八歳になった子弟は、皆学校に入り、洒除(掃除)、應對、進退(立ち居振舞)の節や修齊治平(修身齊家、治国、平天下)の道を教わる。

春秋時期(B.C. 七七〇〜四七六)になると、孔子(C. 五五一〜四七九)は、官学しか認められない当時の禁制を破り、人々が平等に教育を受けられる私学を設け、広く庶民の子弟を入学させ、中国の平民教育の創始者となった。しかし当時の教育の目的が、支配者の忠実な後継者を養成するにあつたという時代的局限性があつたのは事実である。とはいえ、客観的には、それは当時の社会内部の種々の矛盾を緩和するのに役立ち、さらに諸民族の団結が大いに強化されたことは疑う余地もない。そしてそれが、その後に幾多の戦乱を経ても毀れることもなく、分れても合するといっ

た終始統一の局面を維持できる影響をもたらしただのである。要するにそれは、儒学思想を中心とする教育、感化を尊ぶ歴史の伝統の手柄であることは否めないのである。

もう一つは、教え導くことを先行する刑法思想である。孔子の名言「不_レ教_ヘ而_{シテ}殺_ス。謂_フ之_ヲ虐_ニ、不_レ戒_メ視_ル成_ルヲ謂_フ之_ヲ暴_ニ」⁽²⁾は、中国でかなりの影響がある。この主張の狙いは、人々に犯罪を防止する教育を強化させることにある。孔子の考えでは、もし事前に教育を強化することや警告することを怠って、国民が罪を犯して処刑されるのを座視するのは、一種の暴虐だといっているのである。そこで孔子は、「隆礼」「崇徳」を主張し、先ず一方では国を治める支配者は、「礼治」を實行し、「子帥_{キル}以_テセバ_バ正_ラ。孰_レ敢_テ不_レラン_正」⁽³⁾（あなたが自身の行いを正すことで人々を率いて行くなれば、誰が行いを正さないものがあるうか）どおりに行い、もう一方では国民には礼教を受けさせて、「以_レッ_テ礼_ヲ防_レ民_ヲ」⁽⁴⁾（礼を以って民を束縛する）を行うといっているのである。つまり「出乎礼則入於刑」（礼を出れば、刑に入る）、また「礼禁未然之前、法禁已然之後」（礼は未然に防ぐことが出来るが、法は已に起こったことにたいして懲罰を与える）ということである。

要するにこれは社会環境を浄化し、犯罪を産む土壌をある程度改造し、社会安定を根本的に保障する犯罪防止の刑法理論である。中国は古くから礼儀の国といわれ、礼讓、自律、息訟、睦鄰、守信、互助などの本来の美德があり、かなりの自律性と安定性を保ち、犯罪率が西側より低いのも決して偶然ではないのである。

2 慎刑の伝統 古代の中国には、確かに嚴刑・嚴罰を実施し、刑を以って刑を防止するのを主張する法家が、当時の社会に一定の影響を与えていることは、いやでも否認することはできない。しかし歴史発展の全過程から見るとやはり儒家の慎刑理論が主導的な影響を及していることがいえる。秦代の苛法は、無慈悲な残虐極まるおきてで、覆

車の戒とされた。

慎刑思想は法家の重刑主義とも異なり、道家の主張する刑措不用（刑おきて用いず）の「無為而治」でもなく、慎重に扱うのを原則とし、刑を量し、状況を区別し、その罪に相応しい罰を与えた。現代の法科学観点からみて、その理論、見解ともに完璧で厳密とはいえないが、三、四千年前の人類文明の初期においてすでにこのような創見があったということは、確かに貴重な存在である。

例に挙げると、西周時期（B.C. 一一〇〇―七七二）に「眚災肆赦」制があり、罪犯を故意（非眚）と過失（眚）に、常習と非常習に区別した。『尚書・康誥』に書かれている「乃_チ有_二大罪_一非_レ終_{フル}ニ、乃_チ惟_レ眚災」、「時_レ乃_チ不_レ可_二殺_一」の意味は、大罪といえどもたまたま犯したもので、故意ではなく過失だから、死刑に処してはいけないというのである。即ち犯罪の客観的危険性と犯罪者の主観的な反社会性（悪性）からして、殺人犯は死なねばならぬといった単純な報復主義ではないのである。モンテスキューは、その名著『法の精神』で、中国古代の刑事政策を称賛し、中国では強盗罪と殺人罪を区別し、強盗は無分別に死刑に処することはない。それで中国の強盗・殺人犯は、ロシアのように多くないと述べている。⁽⁶⁾これも中国古代の慎刑理論の効果的な面といえる。

慎刑の人道的科学理論は、肉刑の廃止にも反映されている。『史記』の記すところによると、漢の文帝十三年（B.C. 一六七）に、劉恒皇帝は肉刑廃除の詔勅を出している。後の漢の景帝、昭帝、宣帝なども同じ主張を通し、それが歴代受け継がれた。当然ながら少数の反対者も出た。とりわけ、中国を支配した遊牧民族の中には、酷い肉刑を実施した事実は、言い尽し難い。満州族は、奴隸社会の私刑を中国にもたらし、それらしい、肉刑の風が全国に吹き荒れた。

中華民国が成立し、孫中山氏が大統領の職に就いてから発布された初法令の中には、肉刑、拷問、纏足などを廃止

する内容が含まれていた。中国の肉刑の廃止は、実行面で徹底的ではなかったとはいえ、早くも二千余年以前に禁令が出された。それは、中世紀まで残虐な肉刑が行われていた西側、さらに今日まで肉刑（鞭など）が留保されている少数の現代文明国と比べて、それは進んだ文明の初提議といえるのではないか。

3 老弱や身体障害者を労る伝統

孔子の主張する「老者^ラ安^レ之^ヲ」「少者^ラ懷^レ之^ヲ」。「老有所終、壯有所用、幼有所長、鰥寡孤独廢疾者皆有所養」⁽⁸⁾は、社会が老人や婦女や子供や身体障害者を労る中国伝統の美德となり、礼儀上、年寄りを敬い、幼い子を大事にする制度がつくられた。そして刑法ではさらに配慮の行届いた様々な規定がさだめられた。例に挙げると、大昔の周代には、「一赦曰幼弱、二赦曰老耄、三赦曰憊⁽⁹⁾」という「三赦」制があった。また、「秦律」には「甲小未盈六尺（秦の制度では六尺五寸、六尺二寸を皆小とする）、不当論及賞祿」（作物を損ねても賠償しなくてもよい）という規定がある。さらに「漢律」には、「年未滿八歲、八十以上、非手殺人、他皆不坐」（八歳未滿、八十歳以上、自ら手を下して殺したのであれば、有罪としない）ときめられている。漢の成帝は、鴻嘉元年（B.C. 20）に、「年未滿七歲、賊斗殺人及犯殊死者、請廷尉以聞、得減死」⁽¹⁰⁾（七歳未滿、武闘で殺人及び殊死を犯した場合、最高裁判官より皇帝に報告して死罪を軽減するを請う）と命令を下し、漢の景帝（B.C. 一五七―一四二）の時代には、「年八十以上、八歳以下、乃孕者未乳、師、朱儒、鞠系者、頌系之」⁽¹¹⁾（八十歳以上と八歳以下の者及び妊婦、聾啞者、小人^{こじと}などの罪人にしかりつけたなわを緩めよ）の内容の詔書を下している。六二四年に頒布された『唐律』には次のような明文規定がある。「年七十以上十五以下、及廢疾犯流罪以下、收贖。八十以上、十歳以下及篤疾犯反逆殺人應死者、上請盜及傷人收贖、余皆勿論。九十以上、七歳以下、雖有死罪不加刑」⁽¹²⁾（七十歳以上、十五歳以下の者、不具、重病者が流罪以下の罪を犯した場合、贖刑が許される。八十歳以上、十歳以下及び重病者が反逆殺人罪を犯した場合、死罪にすべきだが、皇帝に報

告すること、窃盗や傷害の場合は、贖刑が許され、他は皆罪に問われない。九十以上、七歳以下の者に死罪があっても刑に処さない。）

林紀東氏が、上記の状況を英国と比較した資料によると、一八二三年に英国では、窃盗罪を犯した子供に絞首刑を処し、一八八三年には、店に入って塗料を盗んだ九歳の少年にお死刑を処している。両国の状況を比較してみると、中国の刑法は、老人や子供や弱い人にたいする労りの配慮があるように思うのである。⁽¹³⁾このような伝統は中華民国時期まで受け継がれた。一九三六年には、少年事件の審理について注意すべき事項十五カ条が制定されている。これらすべては、わたしたちが参考にすべきところではないかと考える。

(二) 時代的背景

1 変革のショック

まずわたしたちの生活している時代からみると、現在世界は、平和的發展の新たな時代に直面し、両極対立の抗争から多極分立の対話と協力の関係に変った。人々は、未来に希望を寄せいつその平等・自由・仕合わせを念願している。人々の根本的な権利が尊重されるようにはなったものの、さらに次の世代の明るい前途に思いを馳せなければならない。したがって社会教育、環境衛生といった社会保障問題に目を向け、青少年たちが健やかに成長し、力を伸ばして行くよう養成することは、誰もが注意を払わねばならない重要なテーマとなっている。

国連の人権宣言第二五条第二項には「母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける」と述べており、さらに国連で通過した、国際経済、社会、文化条約では、すべての児童と青少年のために、サイン国は、特別の保護と援助の措置を取るべきである、と規定している。

次に、現在社会が大きな変化をもたらしている時期こそ、青少年の保護の必要が迫られる。生産の現代化発展につれて、人類社会は天地をひっくりかえすような変化が起っている。一つには、生産構造の変革によって人類は、農業社会から工業化社会に、さらに第一、二、三次産業を実現し、いままさに情報時代に入ったのである。人々の接触や交流が頻繁になり深みを帯びてくると、家庭、倫理、価値観、生活様式などさまざまな変化をもたらした。社会の細胞としての家庭は、だんだん小さくなり、伝統とされていた五世同堂、四世同堂、三世同堂は、徐々に核家庭に変わり、母子家庭あるいは父子家庭に変わってきている。今までの倫理、道徳、価値観は薄れてしまい、新しいものはいまだに形成されずに未だ模索中である。

茫々たる人海に放り出された青少年は、進学、交友、就職、恋愛、結婚など一連の新しい問題に直面している。そしてほとんど素手、孤立、無援の環境におかれ、万一、足を一步踏みはずして深い谷へ落ちたら、生涯悔みきれないだろう。そして、なかには、そのきっかけで、墮落し、犯罪の道を歩む者もあるだろう。そうすれば、単なる「世風日漓」(世の気風がだんだん悪くなる)への慨嘆だけですむわけにはいかず、くつがえすことの出来ない数多い事件のショックを受けるはめに陥る。

日本では大変意義のある調査が行われている。多くの少年について行った抽出調査は次のような数字に示されている。第一、家庭が経済的に貧しく、生活困難の原因で、罪を犯かした青少年は多くないことがわかった。一九八〇―一九八九年の調査では犯罪少年の八五・三パーセント以上は中上レベルの家庭であり、そういう生活環境の出身者が多い年では、八八・九パーセントも占めていた。⁽¹⁴⁾第二、同期の抽出調査によると、犯罪少年のなかには片親と同居(父母のいずれかの一方と)の者がかなり多く、一般には二六・四パーセント以上を占め、最高の年は二七・五パーセントに達

している。第三、親の養育程度からみると、甘やかし、過保護が少なくなく、放任状態は四六・七パーセント以上を占め、最高は六一・四パーセントに達している。⁽¹⁵⁾第四、一九八五―一九八九年の調査による通学状況と学業成績からみると、時々欠席あるいはほとんど欠席している者は、七五・九七・一パーセントを占めている。⁽¹⁶⁾上記の事実は、新たな社会変動の起っているさ中で、今までの社会構造の機能が失調し、その上家庭や学校教育が不十分であるなどの社会問題を重視しなければならないことを物語っている。

2 犯罪率の上昇

現在社会の高い犯罪率が一向に低下しない現象は、人々の憂慮の種となっている。戦前の政治・経済が危機に陥っていた時期、犯罪率が上昇するのは、少しも不思議ではなかった。しかし戦後、戦争の傷跡が癒され、経済が急速に回復し発展しているという世界環境で、文明の進んだ、生活のかなり豊かで安定した国の青少年犯罪は、却って雨後の竹の子のように増加しており、そして犯罪年齢は低齡化し、悪質化している。これを「世界の瘟疫」と呼ぶより他ない。そしてそのもたらす害は実に想像し難いものがある。

米国に例を挙げると、FBIの調査では、殺人、強姦、強盗、重傷害、不法侵入、窃盗、自動車盗の主要犯罪七項目の統計は、一九七五年十万人の中の事件発生率が五三・三・七件に登り、翌年は五二・五・一件に達し、一〇―一七歳の青少年犯罪が、実にその半数以上を占めているのである。犯罪人口からみると、一九八〇年における、上記七項目の犯行は、二一九万八〇七七人、そのうち青少年犯は五四・四パーセント、一九八七年には二二六万六四六七人に増え、七〇年代以降の四位で、その四四パーセントは青少年の犯行である。同年齡層人口からみた、少年の犯罪率は、千分の二三・八、青年の犯罪率は、千分の三〇・四である。

西独では、一九八七年の刑法犯罪者は、一二九万〇四四一人で、青少年犯罪はその二五・五パーセントを占め、同

年齢層人口の少年の犯罪率は、千分の三二・七で、青年の犯罪率は千分の四七・八である。

犯罪率のかなり低い東洋の文明国日本をみると、一九四六年の成人刑法犯罪率は、千分の八・四で、一九七〇年には、千分の一二・六に増加しており、少年の刑法犯罪率も千分の六・七から千分の一三・三に上昇している。一九七〇年の少年刑法犯罪人数は、刑法犯罪総人数の二〇・三パーセントである。八十年代における少年の主な刑法犯罪(交通関係業過を除く)率は上昇しており、一九八一―一九八三年までそれぞれ千分の一四・三、千分の一四・三、千分の一四・一となり、少年の主要刑法犯罪人数は、主要刑法犯罪総人数のそれぞれ五二パーセント、五〇・八パーセント、五二パーセントである。一九八四年以降社会全体の主要刑法犯罪率は低下しているが、一九八九年の少年主要刑法犯罪率は、なお千分の一〇・六を占め、一九七七年の千分の九・四よりやや高く、一九七八年の千分の一〇・七よりやや低い。しかし、少年の主要刑法犯罪は、主要刑法犯罪総人数の五七・四パーセント⁽¹⁷⁾に増え、注目に値する数字である。

3 立法の潮流

西側の青少年保護の立法の淵原に触れるとき、人々が先ず頭に思い浮かぶのは、ローマ法である。五三四年に頒布された『ユスチニアヌス法典』には「児童の犯罪は、計画的に行われることはない」「国王はその教育に責任を負う家長であつて懲罰を実行する官吏ではない」などの内容が盛り込まれている。

社会構造の偉大な変化や社会問題の困惑、とくに犯罪率の上昇に鑑み、社会の安定と繁栄を保障し、青少年が健全に成長するよう育成し、青少年の犯罪を抑止し適当に処理するためには、単純な応報でもって簡単に懲罰するだけでは、解決できないという認識を人々は持つようになってきた。一般には、各国では、教育刑の理論にしたがって、処罰すると同時に、適当な善導を施し、一日も早い社会復帰を願っている。しかしもっと積極的に願っていることは、

法律手段をもつて、青少年の教育・養成を保障し、墮落して犯罪の誤つた道を歩むのを未然に防止し、足を踏みはずした者には、その特徴に應じて適当な処理をするということではないか。

そこでいろんな国々では、青少年保護の立法の強化、根本法——憲法に含まれる関係条項——の制定、修正、独立した青少年法の草案の作制などが行われ、青少年保護法の立法は、まさに時勢の動きであり、時代の叫びでもある。そして世界諸国の人々の切実な共通の願いでもある。

(1) 憲法の面から 世界の一五〇余国の憲法や憲法性法律を縦覧すると、志は高遠で、重要な影響を及ぼすいろいろな条項の規定がある。戦後立ち上がった民族・民主の独立国家には、その反映がとくに目立つ。

第一次世界大戦後、一九一九年独国が制定したワイマル憲法にある「共同生活」「教育と学校」などの章には、八条の青少年保護に関する規定がある。一二〇条には、「子女に、身体と精神の美化教育を受けさせるのは、父母の最高の義務と自然権利である」とあり、一四九条にはとくに、「どの学校も道徳、国民節操の教育に力を入れるべきである」といった規定がある。これによって人々は啓発され、深慮のきつかけがつけられた。

第二次世界大戦以前、仏、ソ連、日本、独などの国の憲法や根本法の中に、もっぱら青少年に関する条項がいくらかあった。そして戦後には、雨後の竹の子のように増えた。一般には、一―三カ条は、青少年の教育、体育、職業、娯楽などについての原則的な規定がかなり多い。日本の憲法（一九四六年）第二六条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とあり、第二七条にはさらに「児童は、これを酷使してはならない。」と規定されている。「スイス連邦憲法」（一八七九―一九七四年）にも児童の権利、信仰の自由、捨て児の保護に関する規定がある。他には、フランス共和国憲法の前文（一九四

六年)、イラン・イスラム共和国憲法草案(一九七九年)、アルバニア憲法(一九七六年)、ベトナム憲法草案(一九七九年)、エジプト現行憲法などにも似かよった規定が見られる。青少年保護に関する憲法の規定が四カ条にわたっているのは、ルーマニア憲法(一九六九年)、チェッコスロバキア憲法(一九六〇年)、ブルンジイ共和国宣言などがあり、ユーゴスラビア憲法(一九七四年)、イタリア憲法(一九四七年)、ポーランド憲法(一九五二年)、ドイツ基本法(一九四九年)などは、五カ条にわたり、ソ連憲法(一九七七年)には六カ条あり、ブルガリア憲法(一九七一年)には七カ条あり、朝鮮民主主義共和国憲法(一九七二年)には九カ条あり、キューバ憲法(一九七六年)には十カ条もある。

条項が多いほど、規定はよりいっそう具体化され、完備化されているとみるのも当然だろう。キューバの十カ条の中には、児童青年は、教育を受け、読み書きを習い、体育スポーツに参加させ、栄養食品、被服、住宅を与えるという一般規定の他、国が家庭、婚姻を保護する規定があり、さらに父母、家庭学校、国家諸機関、社会団体は、児童、青年の徳育、智育、体育にたいして責任を負い、重要な措置をとるべきであることが規定されている。

(2) 独自の立法面から 青少年問題に関する独自の法規の立法について、まずアメリカを例に挙げると、三つの時期に分けることができる。

第一の創始期。

一八六一年、青少年問題の多かったアメリカのイリノイ州では、当時のシカゴ市長が、指名した特派員によって六歳から十六歳の違法犯罪が審理された。一八九九年シカゴ市とコロラド州のデンバー市には、正式に「少年法院法」が制定され、専ら青少年の犯罪を審理する少年法院が設立された。これを皮切りに十万以上の住民の都市には皆このような青少年法院が設けられた。世界諸国も続々それに習った。

英国は、一九〇五年にはこれに似通った制度がつくられ、一九〇八年に犯罪抑止法が制定され感化院制度がつくられ、後に児童法が頒布された（一九三三年児童少年法と改称）。一九〇五年、デンマークでも青少年に関する特別法が制定された。一九〇八年、独に少年法院が設立された。同年カナダでは少年院法が制定され、一九一〇年スイスでは少年法院制度がつくられた。一九二二年、ベルギーでは児童保護法が制定され、ハンガリーでは少年法院が設立された。二十世紀初期、青少年に関する特別法案の制定、青少年犯罪審理機構の設立などの経験が早くもスカンジナビア半島、北欧、東欧、アメリカ合衆国、豪州、アフリカ、アジアなどの多くの国々に広まった。スカンジナビア半島諸国、ポルトガルなどは、保護員会議あるいは委員という名義で、司法機関において青少年事件を審理した。チェコスロバキア、ポーランド、ツアー・ロシアも同じような法案を制定し、アメリカやメキシコのいくつかの州議会でも似通った法案を導入している。エジプトのカイロ、南アフリカのマグカスカル、ニュージーランドなどの国々でも次々に少年院が設立された。

第二の普及期。

この時期の立法は、なお違法犯罪の区別処理に重点が置かれ、第一次世界大戦以後にいつそう広まった。一九一五年、タイ国では「少年裁判所設置法」が制定され、一九一八年、スペイン、ユーゴスラビアのグロジアで、一九二一年、オランダ等の国で前後相継いで関係ある特別法規が制定された。一九二二年、インドのベンガルではアジア初めての児童法が制定され、当時英属のインド地方政府が少年児童法院を設立して、もっぱら児童犯罪事件を審理することが許された。一九二四年、ボンベイでも同じような法案が決議された。その後インドの部分的地区で実施されたのは、感化院法と称されたものである。日本は一九二三年に最初の少年法が制定され実施された。一九三八年、米連邦

政府は、正式に「少年法院条例」を制定した。

第三の完備時期。

この時期における立法は、単なる違法犯罪問題に限られず、教育、養成、社会福祉などにわたる全面的保護の内容が含まれた。

第二次世界大戦後、インドやパキスタンなどの国では、そのまま旧法を利用していた。一部の国では新しい状況にもとづいて修正が行われた。とくに一部の新興国は、いっそう完璧な法規が制定された。一九六四年、米国会では関係ある法規を米国法典の中に編入し、「米青少年犯教養法」と名づけている。英国は一九六三年青少年法を制定し、仏は一九四五年仏独特の少年法を制定した。日本は、一九四七年に「児童福祉法」、翌年に改めて「少年法」、「家庭裁判所法」、またその翌年に「少年審判規則」などをそれぞれ制定した。

スリランカは、一九三九年に「児童、少年法」(一九四四、一九四五、一九五二年に修正)を制定し、マレーシアは一九四七年に「少年裁判所法」を制定した。ポーランドは、一九四九年に未成年者裁判所(一九七六年監護法院に改名)を設け、一九八二年にはさらに「青少年待遇法」を制定している。シンガポールは、一九五〇年に「児童・少年法」(一九七〇年修正)を制定した。独は、一九五三年に「青少年刑法」を制定し、インドは、一九六〇年に「中央少年法」(一九七八年修正)を制定した。ロシア共和国は一九六七年に「未成年者事務委員会条例」を制定した。ルーマニアは、一九七〇年に「未成年者保護法」、一九七二年にまた「ルーマニア・青少年犯の収容再教育に関する措置」をそれぞれ制定している。韓国は、一九五八年に「少年法」(一九六三、一九七七年修正)、一九七七年に少年院法をそれぞれ制定した。ハンガリーは、一九七二年とくに「ハンガリー青少年法」を制定し、青少年の権利と義務および国家机关、合

作社の任務を規定し、青少年の国家建設への参加を推進した。エジプトは、一九七四年に「青少年法」を制定した。パキスタンは、一九七四年に全域にわたって有効な「少年法」を制定した。フィリピンは、青少年の待遇を改善するため、一九七四年「青少年福祉法」を制定した。インドネシア、イランなどの国や地域では、違法犯罪の青少年を両親あるいは保護者に引き取らせる方法をとった。キューバは、一九七八年に「青年法典」を制定し、国家の建設に参加する二十歳以下の青少年に関する規定、個人や機関の責任などをきめ、青少年の健やかな成長を促進した。⁽¹⁸⁾ 八〇年代に入って、韓国は、一九八八年に相ついで少年法と少年院法を修正し、翌年また、新しい親護法を制定し、実施した。蒙古のウランバートルでも青少年保護の規定が出現した。

上述の内容を簡単にまとめると、知られている約六十カ国と地域——世界の主要な先進国および発展途上国では、いろいろな形式や内容の青少年保護の法規が百種近く制定されている。そして現在青少年独特の法規を制定するお膳立てが進められている国も多々ある。

今日の時勢において青少年の教育、青少年保護などの問題を法制の軌道に載せて、青少年独特の法規の制作課程に連らねることは、人心と大勢の趣くところである。

(三) 中国の現実

国際社会に生存する中国は、外国との往来が日増しに頻繁になり、例外なく時代の潮流の影響を受けざるを得なくなってきた。しかしながらその生産構造からいうと、工業化を実現した後、伝統の第一次、第二次産業がやっと第三次産業に向って発展し始め、商業やサービス業は興ったばかりである。家庭の構造も、昔の五世同堂、四世同堂、三世同堂といった大家族主義に変化をきたし、核家庭が多く現われている。離婚率は高くなく、母子（あるいは父子）

家庭は少数に止まっているが、政策の誤ちに加えて、学校や家庭の教育の緩み、誤った考えや社会の悪影響が主な問題となってきた。

新中国成立初期、社会の大変革を経て、まさに清涼剤を飲んだかのように、社会の風気をいっきに刷新し、青少年の向上心は強く、犯罪率はかなり低い状態にあった。ところが後の政策の誤ち即ち一九五七年の「右派反対」、一九五八年の「大躍進」、一九五九年の「右傾反対」、一九六六年の「文化大革命」、とくに十年余り続いた文化大革命時期には、生産はほとんど崩壊状態に陥り、田園は荒れ、工場は操業停止し、学校は授業停止された。その結果、人妖顛倒し、玉石混交し、法紀は掃蕩し、道徳は淪滅する状態だった。多くの青少年は、長年にわたって極左思潮の中に溺惑し、読書せず、勉強せず、革命の名義で全国の各地を転々と巡回し、賑やかな町々を気ままに遊び尽した。「造反に道理有り」と大手を振り、「打・壊・奪万歳!」と叫んであばれ回り、「刺すは英雄」と思い込み、自己の勇しさを試すチャンスを狙う若者さえいた。

「四人組」が打倒され、行き過ぎが正され、社会の風気が徐々に好転し始めた。文革時期に実施された労農兵出身者を大学・専門学校へ推せん入学させる制度を廃止した。大学入学試験制度が復活されると、中学・高校生の勉強姿勢が変わり、学習塾は大いに高まり、全体的に知識・文化のレベルアップが見られ、違法犯罪活動も大いに抑止されて減り、暇で遊ぶ若者も少なくなり、社会の安定の保障に役立った。しかしながら、今までの旧い考え方は、すぐに消え失せるはずはなく、それに加えて改革、開放を推進する過程で、生み出された新たな状況と問題は、青少年の健康な成長にとって、依然として中国の隱憂である。

1 旧い考えの影響と環境の浄化

(1) 極左思潮と無政府主義　この問題は主として「十年文革」の理論的基礎と政策の措置にたいする認識に現われている。一部の人は、いまだに「文革には一定の道理がある」というような認識に立っている。そういう人たちは、中国の民族の歴史、優れた文化の伝統にたいして一律虚無主義の態度をとり、「無法無天」の極左を当然と見なし、その考え方で仕事の指導に当り、若い世代を教育しているので、禍はたえないはずである。

(2) 極端な個人主義、利己主義、自由主義　主として理想も道德も倫理觀念も社会責任もないという面に現われている。すべて己れのため、金のために行動するのである。北京で十七歳以下の未成年者たち何人組かで「速効会社」をつくり、道を通る人を待ちむかえて金銭を奪うのである。また、親等も認めず、倫理の道にはずれ、両親を殺害するなどの犯行さえあった。

(3) 腐敗・墮落の追求　全国多くの省や市の学生は、手書きの妖しい『少女の心』を回覧し、その影響で罪を犯している。撫順市のある中学校の品行不佳の生徒六六人のうち三一人がその本を読んで不良に走ったといわれる。特に妖しい映画、録音・録画テープの導入は、火に油を注いだような結果を招いた。もともとよい生徒だったのが、その本を見ると好奇心をくすぐられ、模倣しているうちに知らず知らずに墮落し犯罪に走ったという例もある。ある青年は、格好の結婚式を夢見、道端で通行人の金を奪ったり、窃盗を働いたりして金銭のため、結婚にまでこぎつけたが、賑かな式典は、ついに新郎新婦そろって手錠をはめられて逮捕される現場と化してしまったのである。

(4) 社会環境の影響　家庭・学校・社会を含む国全体の教育事業に力を入れたことや職権を利用して私腹を肥やし、腐敗墮落して違法犯罪を働く幹部たちの行為は、青少年の健康的な成長に不利な影響を与えている。家庭教育からいうと、両親が死亡したか、離婚後家族関係が悪化したため、適当な教育が施されず犯罪に走る青少年もい

る。あるいは家庭で甘やかされ、過保護された青少年がいろいろ問題になっている。上海の工読学校（軽罪の少年犯を補導する学校）で、違法と軽い犯罪の生徒一四〇人の内、一人っ子あるいは末っ子が八六パーセントの一二〇人を占めている。逆に両親がきびし過ぎてしょっちゅう子供を叱ったりなぐったりする誤った教育法を行う家庭もある。子供が試験で満点をとれなかったので、自らお腹を痛めて生んだ子をなぐり殺すという母親がいた。目先の利益のために子供に学校を途中で止めさせて、商売をさせたり、百姓をやらせたり、他のいろいろな仕事に就かせたりする親もいた。学校によつては、十分な理由もないのに生徒を退学処分したり、学業停止処分したりしたため、全国では小、中学校の生徒が各地を流浪する現象が起つている。これは見逃がすことのできない深刻な問題である。とくに注意すべきことは、貧しい地区や沿岸の開放地区で勉学の機会を失つた青少年や「三童」（童工、童農、童商）がさらに増えていることである。一九八八年の統計によると、各地をあてもなく流浪する小・中学生は、七一五万にのぼっている。

2 青少年犯罪の問題について

中国では二十年らしい、犯罪問題について総合管理を実施し、とくに一九八三年には刑事犯罪にたいするきびしい処置を行つたので、青少年の犯罪率は低下したものの、全国の刑事犯人数からみると、青少年犯の占める率は依然として高い。その犯罪率は、実に社会全体の犯罪率の上昇を左右する数字である。公安部等の統計によると、一九五〇―一九五九年の全国刑事事件は年平均総人口の万分の五で、そのうち青少年犯は百分の二〇を占める。一九六〇―一九六五年の全国刑事事件は、年平均総人口の万分の四、そのうち青少年犯は約百分の三〇を占める。一九六六―一九七六年の文革時期の不完全な統計によると、全国刑事事件は、年平均総人口の万分の四、そのうち、典型的な地区の調査によると、青少年刑事犯は、約百分の六〇を占める。一九七八―一九八〇年の青少年犯罪は、新中国成立以来の最高の数字を示している。青少年犯罪の全国刑事事件に占める率は、大・中都市で

刑事々件統計 (1981~1987 年)^⑨

年 次	刑事立案総数	万人中事件数	刑事犯罪者の青少年比
1981	890261	8.9	64 %
1982	748476	7.4	58.8 %
1983	610478	6.0	60.2 %
1984	514369	5.0	63.3 %
1985	542005	5.2	71.24 %
1986	547115	5.2	72.47 %
1987	570439	5.4	

比較法学二五卷一号

二〇

七〇〜八〇パーセント、農村で六〇〜七〇パーセントである。

以上のデータから次のようなことがわかる。

(1) 各国の統計のしかたが違ふといえども、全体からみて中国の刑事事件発生率はひじょうに低い。米国の人口十万人中の発生率は五二・五・一（一九七六年）、日本は一一・〇三・二（一九七六年）、中国は、わずか八九（一九八一年）、一九九〇年でもわずか二〇〇である。

(2) 青少年の犯罪に関しては、米国の青少年の犯罪率は千分の二三・八（一九八七年）、青年は、千分の三〇・四（上同）、日本少年犯罪率は千分の一一・八（一九八七年）、中国の青少年犯罪率はわずか千分の一・八（一九八六年）に過ぎないが、犯罪人数中の青少年比は絶えず上昇し、問題はかなり深刻である。一九八六年には中国の百分の七二・四七にたいして、米国は、百分の四五、日本は、百分の五二・三である。

(3) 青少年犯罪から見た注意すべき動向

(a) 犯行年齢の低齡化。一九八一年、公安機関の検挙による犯罪者のうち、青少年は百分の六四を占め、一八歳以下は百分の二一を占めている。一六〜一八歳の少年比は、前年より百分の二二・一、一六歳以下は、百分の三一・五増えている。(b) 集団化。一九八六年上半期ある都市で検挙された二二八犯罪集団の

うち、青少年犯罪者は百分の九三・三、一八歳以下の少年は百分の四三・三を占めていた。(c)悪性化。一九八六年、強盗罪の未成年比は前年より約百分の八十増え、一九八六、故意殺人罪の未成年比は前年より約百分の二〇増え、一九八六年の強姦罪は前年より約百分の一〇増えている。

3 青少年立法問題

新中国成立後間もなく、青少年立法に関心が寄せられ、憲法、根本法、民法、刑法、訴訟法、義務教育法、婚姻法、治安管理条例、劳改法など十余種の法規、百余カ条の規定のなかにそれに関する諸問題が盛り込まれた。これらの規定は青少年を保護し、その犯罪を防止し、その権利や利益を保障する面で効果があつた。しかし、当面、青少年にたいする全面的保護やその養成、社会犯罪の防止、社会安定などの保障の要望から考えると、その系統性、規範性、完備性には多々の問題がある。(1)高い見地に立つて遠い将来を見通す全面的な保護規定としては不十分である。「憲法」と「義務教育」を除くすべての法規は、違法犯罪の区別処理に偏り、懲戒を重んじ防止を軽く扱い、制限を重視し、指導を軽視した。(2)原則的規定に偏る。憲法は国の根本法だから原則的規定しかきめられず、その実施は、当然それに関係する法規の保証に基づくものであるが、関係するその法規がまた、スローガン式で、規範を軽視する欠点がある。例えば義務教育法第一条の規定に家長は適齡児童・少年に学校へ上らせる責任があることを保証するところがあるが、その規定に違反した行為にたいする制裁処理の規範はない。(3)重要面の見逃しがある。憲法には青年、少年、児童の德育、智育、体育三者の保護が規定されているが、實際は德育だけに偏つた規定ばかりで、知力、体質に関するものはひじょうに少ない。婚姻法には童婚や交換婚姻などの問題に関する規定がない。刑事法規の面では、未成年事件の審理手続の規定がなく(もっぱら青少年を審理する法庭)、労働改造・補導を必要とする犯罪者にたいする区別管理の規定もない。これでは相互の感染や影響を免れることができない。刑法十四条、治安管理

処罰条例第九条に、一四歳に満たない少年は刑事責任を負わず、処罰は免除されるが、家長に引渡され監督・教育する規定がある。しかしかたに於て監督・教育するか、それに服しない場合の処理については規定がない。とくに法に触れる行為をする虞れのある少年にたいしては、何の対策もない。(4)組織的措施は機能せず、青少年問題を管理する行政部門の職責は明確でない。また、国家機関や社会団体の力を動員する総合協力機構がない。したがって中国の實際状況に相応しい青少年全面保護の法規の制定は、歴史の發展上、必然的な結果である。

二 曲折の歩み

上述の如く、青少年保護法の誕生は、深遠な歴史的源淵があり、鮮明な時代的背景があり、青少年を心身ともに健康に養成するためにも違法犯罪を防止するためにも、また総合管理を行うためにも、そして中国が法制の現代化を目指す上でも必然的な發展といふべきである。それなのに制定作業はなぜ遅々として進まなかつたのか？話題になつたり忘れられたりしながら今日、日の目を見るまで、実に十余年の歳月を費やしたのである。これは、中国における改革の難しさがある程度物語っている。

中国は国土が広大で各地の發展がまちまちである。沿岸地帯は新しい事物に敏感で受け入れ易いが、奥地、とくに思想・意識の領域に極左思潮や頑固な教条主義や法律虚無主義の影響が強い地域では、それを乗り越えるのが如何に容易ではないかがうかがえるだろう。その上、政治的な変化、人事的移動などがかわつて、一九七九年に筆者が初めて提議してから青少年保護法が制定されるまで曲りくねつた遠い道程を歩んだ。

(一) 三起兩落の激しい変化

とにかく中国の青少年立法の仕事は一九七九年にスタートしたのである。時は思想解放の高潮期にあり、筆者は、長年らい、「人治」に断固反対し、「法治」を極力主張する法学界一部の学者たちとともに北京および全国の学術討論会を主宰し推進し、また一連の論文集を編集、出版して、大々的に立法の提唱をした。当時頻繁に起こっている青少年犯罪の問題の深刻さに直面して、人々は「絶望の世代」だと嘆き、厳罰するより他ないと主張するものもいた。筆者は、問題は重大だが、救いようがないのではない。中国の青少年は有望な世代であるから何としても救いの手をさし伸べてあげなければならないという認識に立ち、一九七九年四月より多回にわたって故胡耀邦氏(当時全国の政法分野の最高指導者)に提案した。その内容は、(1)懲罰主義を徹底的に阻止し、補導の方針を貫く。(2)青少年の特徴にもとづき、諸国の経験を参照して青少年法庭を建立し、保護法を制定する。

そして早速その支持を得、青年や政法の関係部門がその仕事を担当する指示が出された。同年九月『青年研究』に拙著「青少年犯罪初探」が載せられ、筆者の主要論点と対策が公布され、青年団中央研究室の専門家たちと、全国青少年保護法座談会の準備活動が進められた。一九八〇年三月、団中央の主催による最初の座談会が北京で開かれ、全国人民代表大会常務委員会、中央の政法、文教部門、北京の大学専門学校の専門家、学者ら六〇余人が集まった。胡啓立氏が青年団中央に代って重要報告を行い、筆者は、青少年犯罪とその対策について報告し、保護法草案について提議した。すると、今こそ保護法を制定する時期だと出席者の確固たる支持が得られた。同年五月、団中央を先頭として組織された保護法起草小組が正式に成立した。筆者が小組を召集し、それを主宰した期間、小組のメンバーは、昼夜まじめにその仕事にはげんだ。内外のデータや経験とくに隣国日本の経験について研究する一方、中央の政法・

文教、労働、人事などの部門や学校、工場の基層單位の代表を召集し、組分けして十余回の座談会を開き、二〇〇余条の意見を集め、同年十月『中華人民共和國青少年保護法』（討論のための原稿）の起草が完成した。後にそれを全国の各省市の關係部門に配布し意見を求めたところ、よい反響と支持があった。それは地方の青少年立法や全国未成年立法の基礎をつくった。ところが、残念なことに、いいことは長続きしなかった。その後極左思想や教条主義の邪魔、さらに政治、人事等の諸要素の変化のため、立法作業はストップ状態に陥った。

第二回目の議事日程が組み入れられたのは、あれから八年間たった一九八八年である。一九八三年全国で「嚴打」（刑事犯を嚴重に扱う）が実施されそのため、全国の刑事発案率は低下したが、青少年の犯罪率は依然として高い率を占めていた。一九八五年十月中央は、青少年保護に関する法律の制定に早くとり組むよう再三提起し、全人大も多回にわたって提案した。起草にあたっては、青年団が機關車の役を担当し、先に「未成年者保護」後に「青少年保護法」の起草が開始されることになった。一九八八年二―六月、青年団中央は、やはり北京で、中央の政治や文教などの部局代表の参加する青少年立法連絡會議、それから相ついで二六名の専門家からなる青少年立法咨問會議や十二名の政治・法律界の専門家、有名人の出席する青少年立法問題座談会が開かれた。八月には國家教育委員會と連合して全国未成年立法工作指導小組および少年弁公室が成立した。九月に北戴河で、起草に関する會議が開かれ、筆者は、一九八〇年の經驗を紹介し、総綱部の起草を担当した。同年末、全国人大より立案されるはずだったが、それができずにまた延期された。

第三回目は、一九八九年末だった。「天安門事件」の風波もかなりおさまリ、時局もやや安定してきたので、連合起草弁公室による十一回にのぼる修正が行われて、ついに「未成年者保護法」草案が作制され、國務院に報告された。

修正のために、収集された意見は五〇〇カ条の多きにのぼった。一九九一年二月、国務院法制局は、また関係部門や専門家の出席する座談会を開いて意見を求め、修正を行った。草案は、国務院常務会議の討論を経て通過し、六月十一日全人大常務会に提出された。常務会はこの草案を十分に重視し、ただちに審議し、七月中多回にわたる座談会を開き、広範な意見を求め、九月、全人大常務会は草案を正式に採択した。今回の未成年者保護法の起草は、前後三年余の月日を費している。さいしよの原稿から計算すれば実に十三年の長い歳月を経過している。一九七九年当時、青少年立法を初めて提議した筆者は、黒髪の壮年だったが、今はもう耳順の歳となり、感慨無量である。なおこれからスタートしようという第二段階の青少年立法に思いを馳せれば、さらに思緒万億の感がある。今後とも国際学術交流の中で、日本学術界のいつその支持と援助を切に希望している。

(二) 指導的思想と論争

憲法に依拠する青少年保護法である限り、憲法の指導的思想にもとづいて制定されることは、他の種々の法規と共通している。それについては省略し、本文は主として本法の特殊性についていくつかの点を述べる。

1 全面的な養成と指導の重視

青少年には、民族の希望と祖国の未来が託されている。徳育・智育・体育の全面的発展を求め、中国の青少年を高い理想、道徳、文化教養のある、しかも規律を守る新しい世代に養成することは、中国人民の共通の願いである。そしてそれは、悠久の治安や四つの現代化建設のためだけではなく、実に国の前途、民族の盛衰に直接かわわっている。そのためには、

(1) 高い見地から遠くを見通さなければならない。まず戦略的高度から青少年の養成、教育問題を考慮する。それは総力戦、攻撃戦ともに行う。努力向上し、自立し、病原菌への抵抗力を強め、国の事業に忠実な後継者と防衛者に

なれるように養成し、犯罪発生 of 土壌と条件を変え、または除去する抜本的対策をとる。本質を抜きにして、ただ表面を論じるとか、樹木だけが見えて森林が見えない防禦戦は消極的な保守思想にもとづくものである。

(2) 全面的な教育を施す。昔から「十年の樹木、百年の樹人」といわれ、これは人材を養成する難しさをいっているのである。青少年は、人生の成長期にあり、その全面的養成は、もう少し早い嬰兒の頃から始めなければならない。なぜなら嬰兒・幼兒の教育は、後の少・青年、成人の人生にある程度の影響を及ぼすからである。したがって諸時期のかかわりに注意を払い、智育だけでなく德育、体育にも力を入れ、違法犯罪だけでなく、防止対策教育を施さねばならない。

(3) 悪化の好転と指導。『楚詞』の中に「青萍之末」という句があり、微々たる変化を意味することばで、青少年にたいしては、積極的に指導を施して悪化の好転をはかる一方、「青萍之末」の微々たる変化にたいしても予防を怠つてはならない。孤立的に静止的に機械的に青少年の問題を扱い、また懲罰を重んじ教育を軽んじたり、防犯を重じ、日頃の指導をおろそかにすることは避けなければならない。

2 総合管理 総合管理は、中国が違法犯罪問題を処理する実践と経験の結晶であり、法制改革中での成果でもある。それは、旧い報復刑主義でもなく、そうかといつて教育刑主義をそのまま当てはめたものでもない。環境の浄化、慎重な刑罰、罪に該当する懲罰を主張すると同時に指導、教育、感化を強化し、罪犯が心から悔い改め、悪から更生して再び犯罪を犯さないよう仕向ける。

一九七八年の思想解放の高潮のさい、陝西、河南、江西、雲南省の多くの政法関係者は、調査研究の結果、「総合管理」を提案した。一九七八年鄧小平氏は、「われわれは、次の世代をりっぱに教育するには、各面からの有効措置をと

らなければならない。社会の風気をきびしく破壊する悪劣な行為を嚴重に取締まり、社会の風気を正さなければならない」と述べ、その後には、「安定團結をほんとうに強化するには、主として積極的な抜本的な措置——經濟の發展、教育の發展、法制の完備——に依拠するのが当然である」と述べている。胡耀邦氏は、政法の業務を担当していた時期、「積極的な治安」を主張している。すなわちこれは、犯罪の發生を減らし抑止するための総合管理法である。この総合管理の理論には主として次の三点が含まれる。

(1) 与党の指導を強化し、国と社会の各方面の力を組織動員し、上から下まで統一し、融通性協調性のある有力な管理体系を形成する。(2) 政治、經濟、行政、法律、宣伝、世論などを含む諸手段を協調して運用する。(3) 社会の風気を正し、環境を淨化し、根本的に犯罪を減少し抑止する。以上の方針をまじめに貫いたため、頗る効果があつた。上海市中心の区を例に挙げてみよう。威海衛路派出所所轄区は犯罪率が高いので有名である。犯罪發生率は、一九七九年には万分の二七・八にのぼり、その後総合管理を行つて状況は逐次好転した。一九八〇—一九八三年には、それぞれ万分の一八・五、万分の一五・四、万分の八・九、万分の五・四に低下している。⁽²⁰⁾

3 青少年の特徴にもとづいて 青少年は人生の成長・發育時期にある。生理面からいうと、十八・九歳頃高峰に達し、二五歳に成熟する。心理面からいうと、女子は一九歳、男子は一八・九歳頃知能の最高峰に達する。情緒の面からいうと、十二—二一あるいは十四—二四歳頃は、情緒の変化のはげしい青春期であり、つまり相対的な安定から感じ易く興奮し易く、動揺し易い時期に入り、一方、進取の精神に燃え、誤つても改正が速いという優れた点があるという一面と幼稚で衝動的な面がある。

社会犯罪の統計から見ると、青少年時期、一般には、十三—十七歳と二一—二五歳の高峰期が確認されている。し

たがって早期の予防と後期の指導に力を入れ、できる限り教育と日頃の指導を行う方針をとる。たまたま足を踏みはずして犯罪を犯した青年についても同様のことがいえる。教育しても効果なく、刑律に触れて犯罪を犯すものは、法律で拘束し、適当な処罰を与えなければならないのは当然である。審理中の罪犯にはそれぞれ区別して処し、道徳や知識の教育を施すとともに、生活のための技芸を身につけさせ、一日も早く社会復帰し、自立して生活できるようにさせ、犯罪の再発率を減らし、抑止する。

以上の考え方や理論は、中国が行った改革開放の実践と経験の成果であり、現代科学研究の成果を吸収した結果であるとともに、中国の進んだ経験として史上実施された教育感化や慎重な刑罰の優良な伝統の発展といえ、上から下までかなり重視し支持してきた。しかし青少年法規の制定にあたってすべてが順調に進んだわけではない。それは以下に示す四つの問題に現われた。

4 保護法の文体について

一九八〇年三月に開かれた全国青少年保護法座談会では、まず初めに青少年行為の若干の準則と違法犯罪処理の規範を制定し、その後に全面保護青年法を制定するという主張があり、その後また、先ず青少年の喫煙・乱酔禁止法や少年法庭法などの法規の制定をすべきだという主張があった。しかし、憲法四六条の規定の精神と中央の政策にもとづき、世界諸国の現段階における青少年立法の経験の吸収、各種法規の重複や矛盾の防止のために、さらには、青少年の思想の全面養成に力を入れるためにも何よりも、先に青少年全面保護法を制定しなければならぬ。そのため、一九八〇年五月、討論用原稿起草小組内で、認識の統一がなされ、関係部門の同意を得、初めて正式起草の総体設計案が形成された。それは一九八五年以後に制定された『未成年者保護法』の基礎となった。

5 思想の総合管理を貫く

思想を総合管理するという主張は、理論界と実務部門とのかなり一致した考え方

である。しかし最初は、この認識が十分ではなかった。一部の学者は教育面を強調し、刑罰をゆるがせにする傾向があった。犯罪の社会的原因を過度に強調する個別の学者もいた。これは、「犯罪有理」論や「独裁解除」論につながり、治安にたいして放任・怠慢・消極の態度をとる治安員に都合のよい口実を与えた。その後、犯罪率は、絶えず上昇し、刑罰の力の不十分な原因もその理論のせいにもされた。青少年保護問題について一九八〇年以後公然と強調できる人もごく僅かで、その立法が一時消沈したのもこういった背景があったからである。

その後極左思想が抬頭し、懲罰主義が主張され、中央責任者の強調する、教育・感化や手をさしのべて救う方針や「三つの様に」（病気の子供を看護する両親の様に・患者を診る医者の方に・誤りを犯した学生にたいする先生の様に）待処する法を「敵味方を見分けない」とか「立場を失った」といつて中傷した。

討論用原稿の起草が完成した後、筆者は、新憲法の起草と宣伝の仕事を担当することになったが保護法起草のことは片時も忘れることはなかった。しかし、当時、既倒の狂瀾を元へ戻す（挽回する）のは、ひじょうに難しく、起草はそれから多年にわたって中断された。話す心が痛む。一九八五年以後、総合管理についての中央の再三の強調により保護法の起草は、再び起草日程に上せることになった。今回通過した『未成年者保護法』の第三八条に「違法犯罪の未成年者にたいして教育・感化や救いの手をさしのべる方針を実施し、教育を主とし懲罰を従とする原則を厳守する」という明文の規定がある。これは、多年の論争および繰返す闘争を経て得られた貴重な成果である。

6 保護の対象について

最初の討論用原稿を起草する時点から意見のくい違いがあった。保護法の目的は主として違法犯罪の罰を軽減するものと偏った見方の学者もいた。中国現行の刑法によれば、一四〜一八歳のみ軽減が許される。それで未成年者の保護法の制定はぜひとも必要となってくる。「青少年は法律概念ではない」とでっちあげ

るものもいた。ソ連は数十年たつてやっと「未成年者事務委員会条例」を作っただけなのに、なぜ中国は青少年保護法を作らなければいけないのか、という疑問も出た。これらの異議について起草委員会は一つ一つまじめに討議し、保護法の目的は、健康に成長するよう青少年を養成するものであり、単なる違法犯罪の区別処理のためのものではなく、さらには、ただ軽減だけ行い、懲罰を与えないというものでもない（筆者が一九七九年九月『青年研究』に発表した「青少年犯罪初探」ですでに言明した）。討議を経てついに意見の一致が見られ、青少年保護法の構想が練られることになり、二五歳以下の青少年を保護の対象とすることにきまつた。青年・少年・児童は憲法で規定された保護・養成の対象であるのに「法律概念ではない！」とは、実に荒唐無稽である。

一九八五年以後『青少年保護法』の制定が再び話題にされると、それをめぐる論争も再び起つた。こんどは、刑法に合わせて一律一四〜一八歳を未成年と見なすべきだと主張する人が出てきた。つまり児童を全く放棄してしまうことなのである。筆者は一九八七年四月の咨問会議で、二段階に分けないでいっきに青少年保護法を制定するよう主張し、翌年九月北戴河で開かれた起草に関する会議でも考えを明確に述べ、関係部門の一部の支持を得た。さらに『法学研究』（一九八九年第一号）に拙著「青年保護法の理論と実践」を公表した。それには、次のようなことを強調した。刑法と一致させるため、違法犯罪の区別処理については未成年でよいが、法全体としての対象は青少年とした方がよい。なぜなら、(1)一八〜二五歳の間には犯罪の高峰があり、問題によつては特殊の処理を必要とする、(2)勉学・就職・婚姻・家庭などの問題について、一八〜二五歳の青年への保護は、切実に必要だからである。⁽²¹⁾しかし、青年団中央はすでに先に未成年者、後に青少年という計画で進行してきたので、先に今回の『未成年者保護法』が形成されることになった。十余年の努力を重ねてやっとここまで漕ぎつけたのであって、これから先、いっそう全面的な『青少年保

護法』を作るのは、いかに容易でないことかと思いやられる。

7 機構の設置について

一九八〇年三月全国青少年保護法に関する座談会が開かれてから、起草部門および専門家・学者などは、一般には、全国的な青少年保護工作総合協調委員会を中央に設置し、人民法院には、もっぱら違法犯罪青少年を審理する青少年法庭を設立することを支持した。それで一九八〇年起草した初稿には類似の規定があり、地方に配布されたときにもその支持を得た。その後、各地で制定された青少年保護法にも類似條款が見られ、実際にはそれに見合った機構まで設立された。したがって一九八八年第二回目に起草された『未成年者保護法』草案(第十一稿)には次のような提案がある。「国务院および県以上各クラスの人民政府は、未成年者保護委員会を設立する。

また、未成年者犯罪事件については、公安機関、檢察機関および裁判所などがそれぞれ機構を設立し、未成年者の特徴に相応しい法定手続きによって処理する」と。

筆者は、保護法制定を提唱したときから関係部門との考えが全部一致していたわけではなかったが、積極的にこれを主張してきた。中国の義務教育法は権威的な常設機構がないため、監督と実行が問題となっている。ある部門では専門の執行・監督体系を設立し、しかも罰金さえ保護委員会が処理するよう主張した。しかし筆者はこれは妥当ではないと考える。なぜなら、それは法制の統一に有利でもなく、人力・財力などの不足からも実現は不可能と見るからである。そのことについて筆者は一九八九年に発表した「青少年保護法の理論と実践」で明確に述べている。

以後、中央のある関係者は「一つの法に一つの機構を設立する必要はない」と主張し、しかも兼任で解決できる保護委員会ですえ作ろうとしなかった。一九九一年三月一日国务院法制局が召集した座談会で、機構の設置についての論争がかなり多かった。保護法を実施している省市では類似の機構を設置しているという事実もあり、筆者は、一九

九〇年十二月制定された『身体障害者法』第六条の先例に従って、原則規定として国務院および省・自治区直轄市の人民政府は組織的措置をとり、未成年者の保護の關係部門に協力するよう提案した。この提案は、後に關係部門に重視され、採用されることになった。これが即ち本法の第六条第二款に制定された内容に含まれる。違法犯罪の未成年者を審理する専門機構や手続きなどの問題については、一九九一年七月十七日、全国人大常務委員会法律委員會副主任項淳一氏の主宰した専門家の座談会で、最高人民法院研究員陳建国氏らは再三強調し、その後關係部門によって採用された。これが本法第四〇・四一条が形成された経緯である。

三 『未成年者保護法』の主な内容およびその特色

(一) 主な内容

この『未成年者保護法』は全文七章五六カ条から成っている。構想としては、先ず第一章「総則」があり、それから保護の主体にしたがって、家庭保護、学校保護、社会保護、司法保護、法律責任、附則などの六章が続く。一九八〇年の草案の構造と大体同じである。総則は七カ条から成り、主として本法の主旨、保護対象、原則および国家機関、社会团体、政党、企業、事業の組織と公民の責任などについて規定されている。五カ条からなる第二章の「家庭保護」は主として両親あるいは保護者の保護、扶養の義務と、未成年者の教育を受ける権利を尊重するなどについて規定されている。第三章の「学校保護」は七カ条からなり、主として学校幼稚園の教育方針、学生の教育を受ける権利を尊重し保護することについて、その他人格の尊重、人身の安全、学校の設備、工読学校についての規定がある。十八カ

条からなる第四章の「社会保護」は、主として社会保護事業の振興方針・社会環境浄化に関する政策や措置について規定されている。それには、文化・娯樂施設の優先開放、未成年者に関する文化、出版、放送、テレビ業の奨励、嬰兒・幼児の保健、未成年者の知能の向上とその成果を尊重し、就職のための条件をつくらせる等の内容が含まれる。第五章は八カ条からなる「司法保護」で、主として未成年者の特徴にもとづいて違法犯罪を処理する基本方針、審理手続および更生措置などについて規定されている。第六章の「法律責任」は八カ条からなり、主として本法に違反する民事、刑事や行政法にたいする法律責任について規定されている。条項によっては関係ある他の法規を引用して照らし合わせるなどして本法は、現行法との一致と協調に気を配っている。最後の七章は二カ条からなり、主として本法の実施について規定されている。

(二) 三大特色

(1) 本法は、養成・教育に依拠し、立法の構想から各章の具体的な規定に至るまで、徳育、智育、体育の面で全面的に未成年者を養成する精神が貫かれている。本質を抜きに表面に現われた行為だけに目をつけるとか、制限が厳しいだけで教育はおろそかにするなどの古い習慣を改め、徐々に感化して災難を未然に防ぐことを強調している。

(2) 未成年者の心理と体の特徴を配慮している。本法はとくに家庭・学校・社会などの教育と指導をとくに強調し、足を踏みはずして違法犯罪の道を歩んだ未成年者にたいしても、忍耐強く教育し感化し、救う方針をとり、その持つ向上心を保護し、一日も早い社会復帰を援助する。

(3) 中国の未成年者の考えや生活実況や青少年教育の実際などの事情にもとづくとともに外国の進んだ経験を吸収している。例えば中国では「三差」(徳・智・体ともに劣る)の学生を差別する習慣があるので、それにたいする規定

がもりこまれている。また、本法が専門の法実行体系の建立も強調せず、無料奉仕も奨励しないのは、人力・財力や改革開放の中国の実情を踏まえた規定である。

(三) 長所と短所（外国の青少年法との比較）

1 長所について

(1) 広い視野から捉えている 『中国未成年者保護法』は、未成年者の權益を保護し、その徳・智・体の全面的向上を促すのを主旨とするものである。したがって本法は、強力的な総合性、社会保障のある立法といえる。それは、刑事法律の手續に限られず、民事法規をも含み、さらには家庭、学校、社会を含む各面の全面保護の行政法規でもある。だからその実施は、未成年者の違法犯罪の区別処理に限られず、社会環境のいつその浄化に役立ち、違法犯罪の発生を根本的に減少し抑止するのに役立つ。現在中国の上海、福建、湖南、北京、遼寧、広州などかなり多い省と市では、このような総合的な立法の形式で、それぞれ地元に対応しい青少年保護法を制定している。そして保護法が実施されると、社会の風気は一変し、犯罪率は明らかに低下した。上海市は、一九八七年「上海市青少年保護条例」が制定実施され、翌年の上半期には、全市の犯罪率がかなり低下してきた。上海市所属の宝山区の違法犯罪人数が二〇〇分の七〇低下し、閔行区の小・中学校では違法犯罪の生徒は一人も出さないという新記録をつくった。これは、近代科学研究の成果を吸収し、とくに先進国の青少年立法の正・反面の経験を学びとり、さらには、広い視野から捉えた総合立法の創造ともいえる。皆様もご承知のように、早期の青少年法は違法犯罪青少年の司法制度に偏っていた。一八九九年、米国デンバー市で制定された「少年法院法」や一九〇八年英国で制定された犯罪防止法、感化院制度などがそうである。以後西ヨーロッパや北米の多くの国々でもそれを模倣した。確かにそれらは一時期社会の犯罪をコ

ントロールする積極的な役割を果たした。

しかし、工業化や現代化の発展、社会構造の変化にしたがって犯罪率はさらに上昇し、人々はその短所に気づき始めた。米国人自身もこういった立法にはかなり批判的のようだ。六十年代、ニューヨーク州家庭法院の法官は、「青少年犯罪を罰する司法制度についてニューヨーク公衆はとくに不満——的確にいうとわたしの考えも含めて——を抱いている」と公然ともらしている。その後、各国では次々に改革が行われた。社会環境を浄化する一連の法規を制定した国もあり、もっぱら思想教育や社会環境の浄化の内容だけにしぼられた青少年立法が現われる国さえあった。即ちハンガリーやキューバを代表とする教導型立法がそれである。「ハンガリー青少年法」の例を挙げると、総則から分則まで全部で八章三十一カ条もあるが、主として青年の権利と義務、青少年の養成における家庭、学校、国家机关、軍隊、社会などの組織の責任、労働や国家・社会の生活に参与する青少年の責任とその保障など宣言性の濃い原則的な規定で、規範性のある具体的な規定は少なく制裁的なものはなく、中味は乏しい。中国の『未成年者保護法』はそれに較べると、原則的な規定だけではなく、具体的な要求もきめられ、違法の制裁もあり、全面的、効果的である。

(2) 簡便性 この『未成年者保護法』は、発展途上にある中国の国情に合った簡易型の立法である。未だに生産発展のレベルが低く、財政力の限られる条件にある中国においては、未成年保護のための専門機構も施設もなく、社会救済機構も少なく、主として民政部所属の少量の収容所があるだけである。したがって未成年者の保護はどうしても家庭、学校、国家机关、社会团体、大衆組織などに依拠することを強調せねばならない。違法犯罪の処置についても専門審理機構の少年法庭体系の設立を強調せず、ただ、必要に従って専門機構を設立し、あるいは担当者指定するだけにとどめている。服刑矯正期においては、未成年者を成人と分離して取扱うよう強調している。かくして少年

専門の裁判機構、社会救済、保護組織、補導・矯正系統のある先進国に比べ、中国の『未成年者保護法』は国家財政の負担からいっても適当であると考ええる。

2 短 所

(1) 保護面が狭い 中国の未成年者保護法の保護対象は、一八歳以下の未成年者とされている。つまり本法の保護範囲は僅か四億余の未成年であり、十一億六千万の人口中の約二億の青年（一八―二五歳）を締め出すことになる。一九八〇年の草案より範囲が狭くなっている。実際に中国の客観的な必要から考慮するといろいろ問題が出てくる。一八歳から二五歳までが青少年の成長発育の一段階で、二五歳以後やつと成熟し、その間になお犯罪の高峰期があり、現行法では、その年齢層は成人に所属し、減刑は認められない。しかしその年齢には心理的生理的な特徴があり、教育・矯正面でも平常の指導面でも大いに気を配らなければならない点があり、悠久の社会の安定と治安の保障から考慮すると失策であるともいえる。海外諸国の立法の先例から見ると、一般的にはこの点に注意を払って対象の上限年齢は、二〇から二五の間である。米連邦の青少年犯教養法は満二〇歳に満たない人たちを青少年ときめ、日本の少年法も、二〇歳未満を少年としている。独連邦共和国青少年刑法は、満一八歳から二一歳未満を未成年者とし、満一四歳から一八歳を少年とし、ルーマニアの未成年者保護法は、保護対象の年齢を二五歳未満まで広げ、キューバの青少年保護法典は、その保護範囲を二〇歳以下の青少年とし、英国の児童・少年法の上限年齢二一未満としている。その他、パキスタン、スリランカ、韓国、シンガポール諸国の少年法もその上限年齢を二〇あるいは二一歳としている。上記の諸国と比較すると、中国の保護対象の上限年齢が一八歳以下であるのは、明らかに低い傾向がある。

(2) 組織的措置の力が乏しい 主として二つの面に現われている。一つは審理機構の面で、未成年者の専門裁判

機構は、なお設立の準備中である。一九八四年上海の長寧区では少年犯合議庭が設立され、関係方面から重視され、その経験を広めつつある。しかし中国の大都市全部に少年法庭をつくるのはまだしばらく先のことになるだろう。これについて本法の条文にある「需要にもとづいて専門機構をつくり、あるいは担当者指定する」という単なる原則的な規定だけでは、措置の力が乏しく、日本とは大きな開きがある。日本には家庭裁判所の他に、児童相談所、少年鑑別所などの補助機構がある。もう一つは、矯正の面である。現在中国には一般には少年犯管教所、軽い違法少年には工読学校が設置されているが、本法では、服刑矯正期の未成年者を成人と分離して取扱うよう強調されているだけである。日本は、少年法等の規定により児童教養院、少年院（初等、中等、特別医療少年院）などが設置され、かなり完全な矯正の体系が形成されている。

四 しめくくり

十余年間の中国青少年立法の仕事振り返って見て、参加者は言い尽せないほど苦勞をし、中にはもうすでに故人となった方もおり、多くは頭に霜を戴く晩年になってしまったが、総じて先が見えてきたのは喜ばしいことである。多くの事実が立証するように、青少年の立法も当然「門を閉ざして車を造る」ことはできないのである。實際生活を密接に結びつけ、国家の意志と全国民の熱望を反映し、専門家と大衆を結びつけた道を歩まねばならない。しかし中でもキーになるのは指導である。本法起草者の一人が感慨こめて言った「一九八〇年の頃に決心し解散せずに頑張り続けたらこんなに迂回しなくてもよかった。……とにかく十余年後に立法できたことは實際容易ではなかった。大事

にしなければ……」の感想を筆者は反芻するとともに、本法が中国の民主政治や法制建設へ積極的な影響を及ぼすことを堅く信じ期待している。

先ず第一に、『未成年者保護法』の制定と実施は、中国が青少年問題について思想を解放し、極左思潮の影響から脱皮し、懲罰傾向を克服し、さらに一步進展したことを示すものである。第二に、中国は法制改革のなかで、教条主義の束縛から抜け出し、科学化、現代化への道を大きくかつ重要な一步を踏み出したことを示すものである。この保護法が実施されるにしたがって、これから人々はいやおうなしに、現代科学研究とくに社会学、心理学、犯罪心理学および系統論、情報論、コントロール論の原理や先進国の有益な経験などをよりいっそう重視し運用して青少年の違法犯罪問題を処理するであろう。第三に、中国が人権保証問題重視の喜ばしい一步を踏み出したことを示すものもある。青少年は人類生命の源泉である。青年、少年、児童、婦女はいつでも国際人権で重点保護の対象とされている。今日中国で青年、少年、児童の權益の保護問題を法制建設の日程に組み入れ、さらにそれを制度化、法律化の軌道に乗せることができたことは、疑いなくたいへん有意義なことである。

冬が去って間もなく春が訪れる。来年正月から『未成年者保護法』がいよいよ実施される。筆者は、それが円満に実施され、やがてはそれが次に制定されるいっそう全面的な青少年保護法のための堅固な基礎となるよう熱望して止まない。

一九九一年十一月

(1) 「四書章句集注」中華書局版一一頁。
(2) 「論語・堯曰」

- (3) 「論語・顔淵」
- (4) 「左伝・哀公十五年」
- (5) 「尚書・康誥」
- (6) モンテスキュー著「法の精神」、隈崎 渡譯 春秋社版、一九一頁。
- (7) 「論語・公治長」
- (8) 「禮記・禮運」
- (9) 「周禮・秋官」
- (10) 「前漢書・刑法志」
- (11) 「前漢書・刑法志」
- (12) 「唐律疏議・名例」
- (13) 林紀東「少年法概論」参照、正中書局出版。
- (14) 「犯罪白書」平成二年版、一二六頁。
- (15) 上同、一二九頁。
- (16) 上同、一二二頁。
- (17) 「犯罪白書」二〇五、二〇六頁。
- (18) See : Jhon Lewis Gillin : "Criminology & Penalogy", The Century Co., New York, pp.790-795.
- (19) 林紀東：「少年法概論」正中書局版一九一二頁。
菊田幸一等監訳「アジア少年法」、成文堂一九八二年版。
- (20) 「中国青少年犯罪研究年鑑」(一九八七年、首巻)春秋出版社版第四一〜四八頁。犯罪青年は一八〜二五歳、犯罪少年は一四〜一八歳。
「中国法律年鑑」(一九八八年)、法律出版社版、八一八頁。
「中国青少年犯罪学」群衆出版社版、三八二頁。

(21) 羅耀培：「青少年保護法の理論と実践」「法学研究」一九八九年第一号。

追記 この論文を日本語に訳すにあたって呉小春の助力を受けた。